



犬・笑・暮だより vol.128

人と動物の共存を目指す「動物の愛護及び管理に関する法律」II



新しく改正され、昨年9月から施行されている「動物愛護管理法」（動物の愛護及び管理に関する法律）。
その知っておきたい改正点の第2弾です。

インターネット販売のトラブルを 規制するために

ペットがインターネット上で販売されるようになってから、急増していたトラブル。
ネット上での販売行為自体が禁止されたわけではありませんが、ネット上の写真や情報のみの提供で売買契約を結び、その個体を飛行機などで郵送……などと言う販売方法は禁止となりました。
必ず、購入者に対して必要な情報を1回以上の対面での提供義務と、直接立ち会って現物個体の確認をした上での販売が定められました。
これは犬や猫のみでなく、その他の哺乳類、鳥類や爬虫類など、全ての動物販売が対象です。
ただし、広告などにインターネットを活用したり、先に個体の確認と対面説明を済ませた上で、ネット上での契約は違反にはなりません。
購入する飼い主側もこのことを正しく理解し、違法な販売方法でペットを入手しないようにする意識を持ちましょう。



問題行動に依る飼育放棄を 減らすために

親・兄弟から引き離す時期が早過ぎた子犬・子猫は、精神的に不安定になり、噛み癖や吠え癖などの問題行動を起こしやすくなるという調査結果があります。
その結果が飼育放棄を引き起こすケースも多いため、今回は販売時期にも規制が課せられました。
欧米諸国では子犬や子猫の販売禁止時期は「生後8週間以内（56日以内）」が主流です。
日本でも今回の改正で、以前から自主規制されてきた45日以内での販売が禁止され、最終的には56日以内に強化される予定となりました。

生後間もない動物の愛らしさは格別で、日本では子犬や子猫は幼ければ幼いほど人気がある、という傾向があるのも事実です。
私たち飼い主側が、一時の可愛らしさのみを追求する態度を改めることが、法律規制を正しく守って行くためには必要です。

ペットを囲む環境には、まだまだ法律規制外の問題もたくさん存在していますし、「動物愛護管理法」自体にもさらなる改善や発展が期待されています。
そのため、5年ごとの見直しが決められている「動物愛護管理法」。幅広く認知・理解されることで、よりよい動物との共生が実現される社会になることを目指しています。



愛犬に関するお住まい・お庭のお悩みは **庭遊館** にお気軽にご相談下さい

庭園工事・外構工事・管理・設計施工

株式会社 庭遊館
〒504-0945 各務原市那加日新町6-65
TEL 058-216-3110
FAX 058-216-3113
<http://www.teiyukan.jp>



携帯サイトはコチラ!!

